

2012年12月13日
第43回JPドメイン名諮問委員会
参考資料1

JPRS-ADV-2012001
2012年9月10日

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹 殿

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹

諮問書

下記の事項について、諮問いたします。

記

1. 諒問事項

レジストリが収集する登録情報及びWHOISでの登録者名表示のあり方について

2. 諒問理由

JPRSでは、当社公開文書「JPドメイン名登録情報等の取り扱いについて」で示している通り、JPドメイン名の登録情報を、以下の目的のために収集・利用しています。

- (1) JPドメイン名の登録等の申請・届け出にあたり、登録資格等を確認するため
- (2) JPドメイン名の登録情報の管理のため
- (3) JPドメイン名のDNS(Domain Name System)の運用に用いるため
- (4) 「JPドメイン名登録情報等の第三者提供」に定める第三者提供を行うため
- (5) 当社のサービス改善や新規サービス開発のための調査に用いるため
- (6) JPドメイン名に関する統計データの作成・公表、学術研究に用いるため
- (7) 当社の新サービス等をお知らせするため
- (8) 前各号の他、特定のJPドメイン名登録情報等について、当社が予めお知らせし、または公表する目的のため

また、当該文書にしたがい、上記(4)の第三者提供の枠組みの中で、収集したJPドメイン名の登録情報のうち以下の情報をWHOISによりインターネット上で公開し、

また情報開示請求手続により書面で開示しています。

- ドメイン名の申請・届け出のために必要な情報
- ネットワークの運用やドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決のために必要な情報
- ドメイン名の登録が、規則に定められたとおり行われていることを示すために必要な情報

ドメイン名の登録情報を WHOIS で公開することは、ネットワークの運用上発生する様々な問題をユーザが相互に協力し合うことで解決できるように、という考え方（自律分散協調）に基づいており、従来より各 TLD での原則となっています。

これに対して、インターネットが一般社会へ普及し、ユーザ層や運用の形の変化、個人情報保護に関する要請の変化に伴い、ドメイン名の登録情報を WHOIS で公開することに対する要求も変化してきています。

- 登録者からの要求
 - 個人：インターネット上で自分の個人情報を公開したくない
 - 法人：そのドメイン名を自社で登録していることを示すことができるが、法人活動秘匿のため、登録情報を公開したくないときもある
- インターネット利用者や法執行機関からの要求
 - ドメイン名を登録/利用しているのが誰なのか知りたい

この、登録者からの「登録情報を公開したくない」という要求を満たすため、一部の指定事業者やリセラにより、以下のようなサービスが提供されるようになってきています。

- プロキシサービス
 - 指定事業者やリセラが自身の名義でドメイン名を登録し、そのドメイン名を実際に利用する人に貸し出すサービス
- プライバシーサービス
 - WHOIS に表示される登録者名を他者(多くは指定事業者やリセラ)名に書き換えるサービス

しかし、ドメイン名の登録規則においてドメイン名に関する一切の権利を有し義務を負うとされているのは当該ドメイン名の登録者であり、これを肩代わりする形となるプロキシサービスやプライバシーサービスには以下のようないわゆる問題点があります。

- プロキシサービスやプライバシーサービスを提供している指定事業者が倒産等の事態に陥った場合、JPRS はそのサービス利用者(すなわち本来のドメイン名利用者)に連絡が取れなくなり、ドメイン名利用者を保護できなくなる
- プロキシサービスやプライバシーサービスを利用しているドメイン名に対して DRP への申立や裁判が発生した場合、そのサービスの利用者もサービスを提供している

指定事業者も不利になると考えられる

- プロキシサービスやプライバシーサービスを利用しているドメイン名の本来の利用者を容易に知ることができず、ネットワークの運用やドメイン名の登録に関するトラブルの自律的な解決が非効率もしくは困難になる

こうした状況を受け、ICANNにおいても、gTLD を対象に上記のようなプロキシサービスやプライバシーサービスの課題分析と課題への対応方針について検討が進められています。ただし、gTLD ではレジストラが登録情報をエスクローしているのに対し、JP ドメイン名では指定事業者はエスクローの責務を負っていないため、gTLD とは事情が大きく異なり、JP ドメイン名独自での検討が必要となります。

JP ドメイン名に対しては、2007 年の JP ドメイン名諮問委員会答申に沿って、登録者が個人である場合には氏名を WHOIS の登録者名欄で公開しないことを登録者自身が選択できるよう、具体的な手続の検討を始めましたが、プロキシサービスやプライバシーサービスの出現、ICANN での課題検討が行われていたため、その動きを注視してきました。しかし、具体的に問題が顕在化してきていることから、ICANN での結果を待たず、JP ドメイン名独自で最新の状況を考慮に入れて今一度検討する必要があると考えます。

レジストリが収集する登録情報及び WHOIS での登録者名の表示のあり方について検討を進めるにあたり、特に、以下の点が論点となると考えております。

1. レジストリがドメイン名登録者に関する正しい情報を収集する仕組みを堅持すべきか。
2. 登録者名を WHOIS で非表示にすることの是非。
3. 登録者名を WHOIS で非表示にする場合、その条件はどのようにすべきか。
4. 登録者名を WHOIS で非表示にする場合、その手続きが乱用されないための措置の必要性。
5. WHOIS で非表示とした登録者名を開示する仕組みの必要性。

上記のような観点から、レジストリが収集する登録情報及び WHOIS での登録者名表示のあり方に関する方針および留意点についてご答申いただきたく、お願い申し上げます。

以上